

意外と知らない？

セルフスタンドのシステム

セルフスタンドは、消防法令の基準をクリアした給油機器を設置し、危険物取扱資格所有者をスタッフに置くなど、安全に管理されており、安心して給油していただけます。皆さんも利用されたことがありますよね！

そこで、意外と知られていないセルフスタンドの裏側（安全面に関すること）を紹介します。

1. 安全のための監視

利用される方は、安全利用に必要なため、お店の方によって常に監視（遠隔）されています。

2. 給油の流れ

店員（監視員）は、利用者が給油機器の手順に従い、**給油ノズルをクルマの給油口に差し込んだ時点**で、サービスルーム内にある「制御卓」と呼ばれる装置の「**給油許可ボタン（給油解除ボタン）**」を押します。これにより、初めてガソリンなどの燃料がノズルから出てきます。

3. 給油監視と給油許可

この一連の流れは消防法により定められており、「**給油監視**」と「**給油許可**」はどの店舗でも必ず行われています。最近、法令の運用が変わり、可搬式の制御機器（タブレット端末等）を用いて「給油監視」と「給油許可」を行ってもよいことになりました。

4. 危険な状況を確認すれば給油ストップ

監視員が危険な状況を確認した場合、例えば…

- ・ガソリンなどが給油タンクからあふれ出てしまった…
- ・火気等を使用しながら給油している人がいた…

などが確認された場合、緊急停止措置が取られます。

5. 店舗ごとに定められた安全対策

一例として

○小さなお子さんに給油はさせないでください。 など

監視員等により、危険と判断された場合は、給油することができない場合があります。法令上、給油する者に年齢制限は設けられていませんが、安全上の配慮のため設けられている場合があります。

事案： 子供が給油中、あふれたガソリンが子供の頭部から全身にかけて掛かり、負傷した。（他県で実際に起きた事故です）

・・・ 静電気火花がガソリンに着火し、大惨事になる可能性があった事案です。考えただけで恐ろしい・・・

《終わりに》

セルフスタンドの安全対策についてお分かりいただきましたでしょうか？

これら、ガソリンなどの危険物を取扱うスタンドでは、利用者の安全を確保し、事故の発生を未然に防ぐため、各種法令を遵守されています。

給油の際は、各店舗の係員の指示に従っていただき、安全に給油してください。

皆様方のご理解とご協力をお願いします。

出雲市消防本部 予防課 危険物係

連絡先 0853-21-6922